個人住民税（県民税・市民税）　特別徴収の事務手引き

広島県と県内全市町において個人住民税の特別徴収を徹底しています。

普通徴収とする場合には、「普通徴収切替理由書」の提出と、個人別明細書の摘要欄に普通徴収該当理由（記号及び略号）の記載が必要です。

＜給与支払報告書のつづり方＞

給与支払報告書を提出される際は、次のとおり仕分けてください。

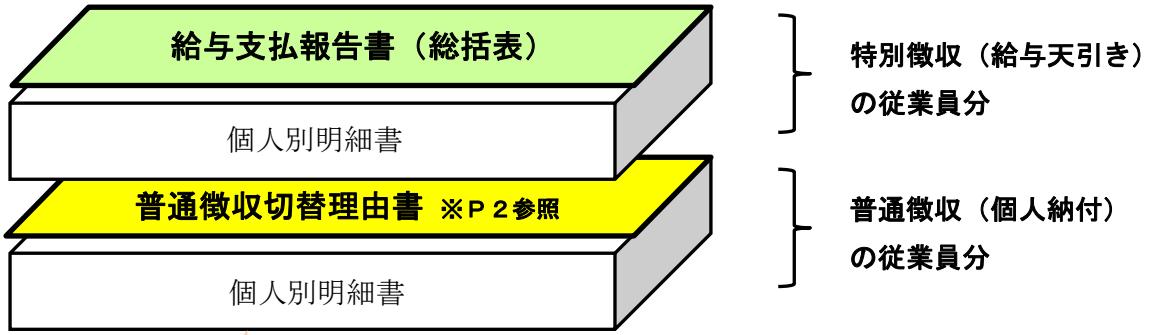

※　摘要欄に普通徴収該当理由（記号及び略号）を必ず記入してください！

摘要欄に「記号」及び「略号」の記載がない場合は、特別徴収になることがあります。

※　令和８年中に給与の支払が無い従業員を令和９年度に特別徴収とする場合は、特別徴収への切替申請書を提出してください。

特別徴収への切替申請書は、東広島市ホームページ「特別徴収に係る異動届出書などの様式のダウンロード」でご確認ください。

＜給与支払報告書（総括表）の記入について＞

給与支払報告書（総括表）＜市町によって様式が異なります＞

令和９年度（令和８年分）給与支払報告書（総括表）　提出期限　令和9年2月1日（月）

東広島市長　宛

令和　年　月　日提出

給与の支払期間	令和　年　月分から　月分まで		
給与支払者の個人番号又は法人番号（有効で記載）		事業種目	
フリガナ		受給者総人員	人 ①
給与支払者の氏名又は名称		報告人員 ①特別徴収対象者	人
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称		報告人員 ②普通徴収対象者（退職者）	人 ②
フリガナ		報告人員 ③普通徴収対象者（退職者を除く）	人
同上の所在地	〒	報告人員 報告人員の合計（①＋②＋③）	人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名			
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	課　係　氏名 （電話　）	所轄税務署名	税務署
		給与の支払方法及びその期日	
関与税理士等の氏名及び電話番号	（電話　）	納入書の送付	必要・不要

◆　受給者総人員（①）

給与を支払った年の翌年１月１日現在で給与の支払いを受けている者の総人員（前年中の退職者を除く。）を記入してください。

※　東広島市外の受給者も含めた総人員になります。

◆　報告人員（②）

東広島市に給与支払報告書を提出する人員（退職者を含む。）を延べ人数で記入してください。

※　個人別明細書の枚数と報告人員の数が一致するか確認してください。

◆　訂正が生じた場合

提出後に内容の訂正が生じた場合は、**総括表及び個人別明細書の摘要欄に「訂正分」と朱書き**して、再度提出してください。

＜普通徴収切替理由書について＞

次の「A退職等」～「D乙欄」の特別徴収できない理由に該当する方がいる場合は、**①必ず「普通徴収切替理由書」に人数を記入し、②個人別明細書の摘要欄に特別徴収できない理由の「記号」及び「略号」を記入してご提出ください。**

⇒　次ページに記入例があります。

※　**個人別明細書の摘要欄に「記号」及び「略号」の記載がない場合は、特別徴収になることがあります。**
ただし、記号「A」の退職者等や記号「D」の乙欄該当者の場合は、個人別明細書の該当箇所に記載があれば、摘要欄への普通徴収該当理由の記入を省略できます。

◎　特別徴収できない理由

記号	略号	理　由	内　容
A	退職等	退職者・５月末日までに退職予定の方（休職者を含む）	退職された方又は５月３１日までに退職予定の方（休職等により４月１日現在で給与の支払いを受けていない方を含みます。）
B	少額	給与の毎月支給額が少なく、特別徴収しきれない方	毎月の給与支払額が少額で、個人住民税の月割額が給与天引きできない方
C	不定期	給与が毎月は支給されない方（不定期支給）	給与の支払いが２か月に１回や年間４回など、不規則である方（パート、アルバイト、短期雇用者、非常勤職員、役員等であっても、毎月支給がある方は特別徴収となります。）
D	乙欄	他の事業主から特別徴収されている方（乙欄該当者）	他の支払者から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方

※　従業員２人以下の事業所は普通徴収とする場合があります。

裏面へ

普通徴収切替理由書<市町によって様式が異なることがあります>

令和　　年　　月　　日

普通徴収切替理由書（　兼　仕切紙）

東広島市長　　宛

指定番号	
事業所名	

普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は次のとおりです。

普通徴収切替理由	記号	略号	人数
退職者・5月末日までに退職予定の方（休職者を含む。）	A	退職等	人
給与の毎月支給額が少なく、特別徴収しきれない方	B	少額	人
給与が毎月は支給されない方（不定期支給）	C	不定期	人
他の事業主から特別徴収されている方（乙欄該当者）	D	乙欄	人
普通徴収対象者　合計人数			人

該当がある場合は、個人別明細書の摘要欄に、上記A～Dの記号と略号を必ず記入してください。（裏面留意事項2参照）

※切替理由書の提出が無い場合又は切替理由書に人数の記入が無い場合や、摘要欄に「記号」及び「略号」の記載がない場合は、特別徴収になることがあります。

＜普通徴収切替理由書及び給与支払報告書（個人別明細書）摘要欄の記入例＞

① 普通徴収切替理由書＜記入例＞

令和　　年　　月　　日

普通徴収切替理由書（　兼　仕切紙）

東広島市長　　宛

指定番号	81234567
事業所名	東広島株式会社

指定番号と事業所名を必ず記入してください。

普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は次のとおりです。

普通徴収切替理由	記号	略号	人数
退職者・5月末日までに退職予定の方（休職者を含む。）	A	退職等	1　人
給与の毎月支給額が少なく、特別徴収しきれない方	B	少額	3　人
給与が毎月は支給されない方（不定期支給）	C	不定期	人
他の事業主から特別徴収されている方（乙欄該当者）	D	乙欄	1　人
普通徴収対象者　合計人数			5

普通徴収（個人納付）となる理由（A～D）ごとの人数を記入してください。

該当がある場合は、個人別明細書の摘要欄に、上記A～Dの記号と略号を必ず記入してください。（裏面留意事項2参照）

※切替理由書の提出が無い場合又は切替理由書に人数の記入が無い場合や、摘要欄に「記号」及び「略号」の記載がない場合は、特別徴収になることがあります。

② 給与支払報告書（個人別明細書）＜記入例＞

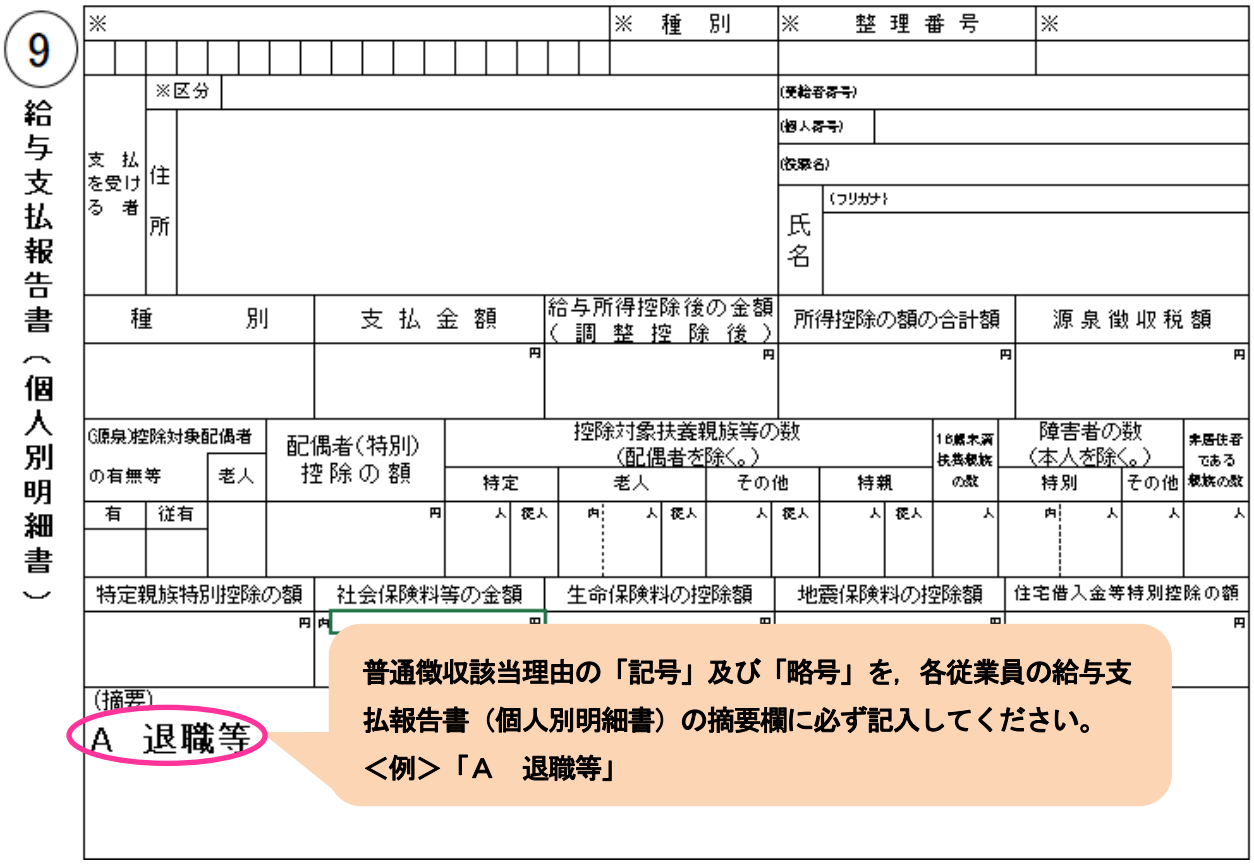

※ **上記の①と②（摘要欄に「記号」と「略号」が記入されたもの）の提出がない場合は、特別徴収になることがあります。**

※ **源泉徴収票を提出された場合は、給与支払報告書として取り扱いますので、あらかじめご了承ください。**

＜宛名ラベルについて＞

記入済みの総括表及び給与支払報告書を郵送で提出する際に、右記の宛名ラベルをご利用ください。

（きりとり線）

〒７３９－８６０１

広島県東広島市西条栄町８番２９号

東広島市　財務部　市民税課　御中

（給与支払報告書在中）